

# 経営計画

平成 31(2019)年度～平成 35(2023)年度

人にやさしい そしてすべての人びとのための  
社会づくりを目指します

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

## はじめに

相模原市社会福祉事業団は、相模原市と連携し、相模原市における社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、平成6年に設立されました。

現在では、相模原市立障害者支援センター松が丘園及びけやき体育館の指定管理者として、多機能型事業所の運営、基幹相談支援センター等の運営を行っております。

さらに、相模原障害者就業・生活支援センターなどの事業の受託、法人自主事業である生活介護施設銀河の運営など幅広い事業を行っており、名実ともに、さがみはら障害者プランに位置付けられている「障害福祉推進の中核的な組織」としての役割を發揮しているところです。

今回、こうした当事業団の役割を十分に踏まえ、明確なビジョンの下に的確な法人運営を行いながら、事業をさらに効果的・計画的に進めるため、平成31年度から平成35年度までの「経営計画」を策定いたしました。

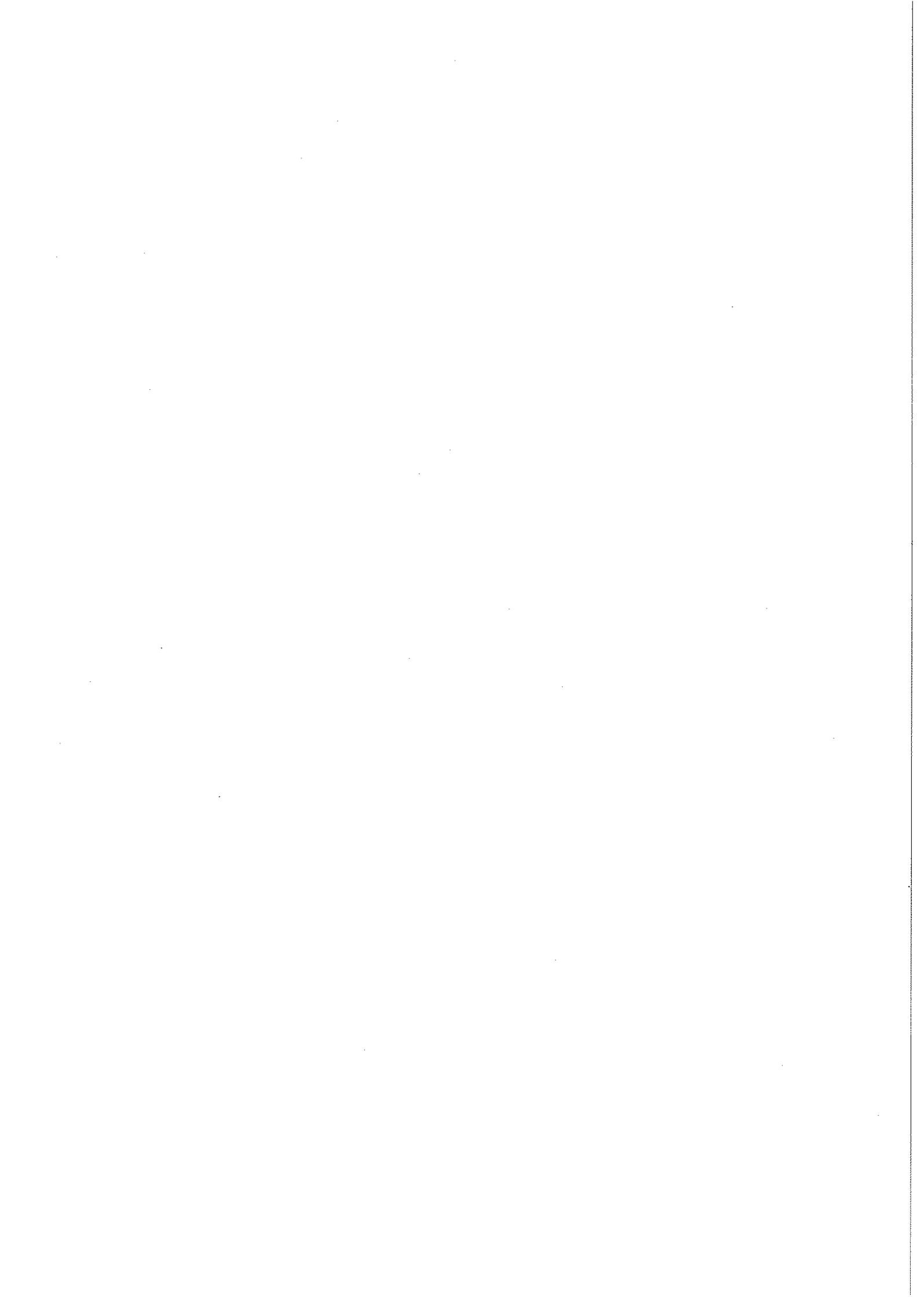
本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3部構成と、法人運営のビジョンを示すとともに、平成31年度から5年間の各年度の事業を実施する上での指針となるものでございまして、今後取り組むべき先駆的な事業や、これまでの経過を踏まえてさらに推進する事業など、指定管理に関する事業のみならず、自主的に法人が実施する事業も積極的に進めることとしています。

社会情勢や福祉制度も大きく変化しておりますが、これからも相模原市の政策パートナーとして、また、社会福祉法人として求められる役割を十分に認識し、法人の基本理念である「人にやさしい そして すべての人びとのための 社会づくり」を目指し、地域に貢献できる事業団として、積極果敢に将来をも見据えた事業運営に努めていく所存でございます。

引き続き、皆様には、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 相模原市社会福祉事業団  
理事長 八木 智 明



# 目次

I	計画の概要	1
	1 計画策定の趣旨	
	2 計画の位置付け	
	3 計画の構成	
	4 計画の期間	
	5 計画の進行管理	
II	基本構想	3
	1 基本理念	
	2 基本目標	
III	基本計画	4
	1 重点プロジェクト	
	2 分野別基本計画	
IV	実施計画	
	1 分野別実施計画	
	(1) 共生	7
	地域交流	
	地域と連携した防災	
	地域との協働	
	地域共生イベントの実施	
	交流機会の創出	
	障害者アートの展示	
	地域の福祉力の向上	
	地域における公益的な取組	
	(2) 信頼	9
	重症心身障害児者ネットワーク	
	レスパイトサービスのニーズ調査・研究	
	介護を必要とする障害者の日中活動支援	
	一体的な就労支援	
	就労に向けた機会の拡大と定着支援	
	就労支援機関の活用ガイダンス	
	障害福祉サービス事業所の支援	
	工賃アップ支援	
	サービス等利用計画の作成	
	施設貸出し	
	(3) 専門	11
	高度な医療的ケアニーズへの対応	
	障害福祉サービス事業所の人材育成	
	手話通訳者等養成事業	
	基幹相談支援センター	
	障害者相談支援キーステーション	
	自立支援協議会	
	ガイドヘルパー養成事業	

(4) 創造	12
医療的ケアの充実	
レスパイトニーズへの対応	
就労につなげる継続的・包括的な支援	
障害者雇用セミナー	
福祉人材の確保・育成・定着支援	
相談支援従事者の育成	
社会生活力を高める事業	
(仮称) パラスポーツ・レクリエーション支援センター	
パラスポーツの普及・啓発	
けやきカフェの活用	
専門性のある相談体制の整備への協力	
障害者の地域生活を支える新たな事業の検討	
(5) 自立	15
自主的な経営基盤の強化	
事業経営の透明性の確保	
ガバナンス（組織統治）の確立	
危機管理・コンプライアンスの徹底	
事業団の人材確保・育成・定着	
2 事業別実施計画・指標	
(1) 法人本部	17
(2) 多機能型事業所・生活介護	18
(3) 多機能型事業所・自立訓練	19
(4) 多機能型事業所・就労移行支援・就労定着支援	20
(5) 多機能型事業所・就労継続支援 B 型	21
(6) 銀河・生活介護	22
(7) 銀河・ガイドヘルプサービス	23
(8) 障害者支援センター・就労援助	24
(9) 障害者支援センター・人材育成	25
(10) 障害者支援センター・工賃アップ	26
(11) 障害者支援センター・相談支援	27
(12) 障害者支援センター・社会生活力を高める事業	28
(13) 障害者支援センター・一時ケア	29
(14) けやき体育館・管理運営	30
(15) けやき体育館・余暇活動支援	31
付属資料	
1 社会福祉事業団の概要	32
2 社会福祉事業団の業務執行体制等について	33

# I 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

当事業団は、相模原市の出資法人であり、相模原市が策定した「共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン」(以下、「障害者プラン」という。)において、“障害福祉推進の中核的組織”として位置付けられています。

当事業団は、こうした位置付けの基に、「相模原市立障害者支援センター松が丘園」及び障害者のスポーツ・レクリエーション活動の場である「相模原市立けやき体育館」の指定管理業務を担うとともに、相模原市等から「障害者相談支援キーステーション」、「発達障害支援センター就労支援事業」、「障害者就業・生活支援センター」等の障害福祉施策の重要な事業を受託しています。

さらに、相模原市立第三陽光園の廃止に伴う相模原市からの要請を受け、自主事業として、当該施設の利用者の新規受入先となる生活介護事業所（銀河）の設置・運営も行っています。

こうした当事業団の役割・機能を十分に踏まえ、明確なビジョンの下に的確な法人運営を行いながら事業を効果的・計画的に進めるため、本計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、相模原市立障害者支援センター松が丘園及びけやき体育館の「指定管理事業計画」との整合を図りながら、自立した社会福祉法人として、当事業団の法人経営及び事業実施の指針、方向性及びその取組等について定める計画です。当事業団は、本計画の推進を通して、障害者プランの実現に貢献していきます。

## 3 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3部構成とし、基本構想には、当事業団の基本姿勢となる「基本理念」及び当事業団が目指すべき「基本目標」を、基本計画には、基本構想を実現するための「重点プロジェクト」及び「分野別基本計画」を、実施計画には、基本計画を効果的・計画的に実施するための「分野別実施計画」及び「事業別実施計画」をそれぞれ定め、その全体を「経営計画」とします。

なお、「事業別実施計画」にあつては、事業ごとに各年度に達成すべき成果目標となる「指標」を定めました。

## 4 計画の期間

本計画は、障害者プランを構成する「第3期相模原市障害者計画」の計画期間が平成30年度から平成35年度までの6年間、同「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」の計画期間が平成30年度から平成32年度までの3年間、また、本計画と整合を図る相模原市立障害者支援センター松が丘園及びけやき体育館の「指定管理計画」の計画期間が平成31年度から平成35年度の5年間であることから、計画期間を平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

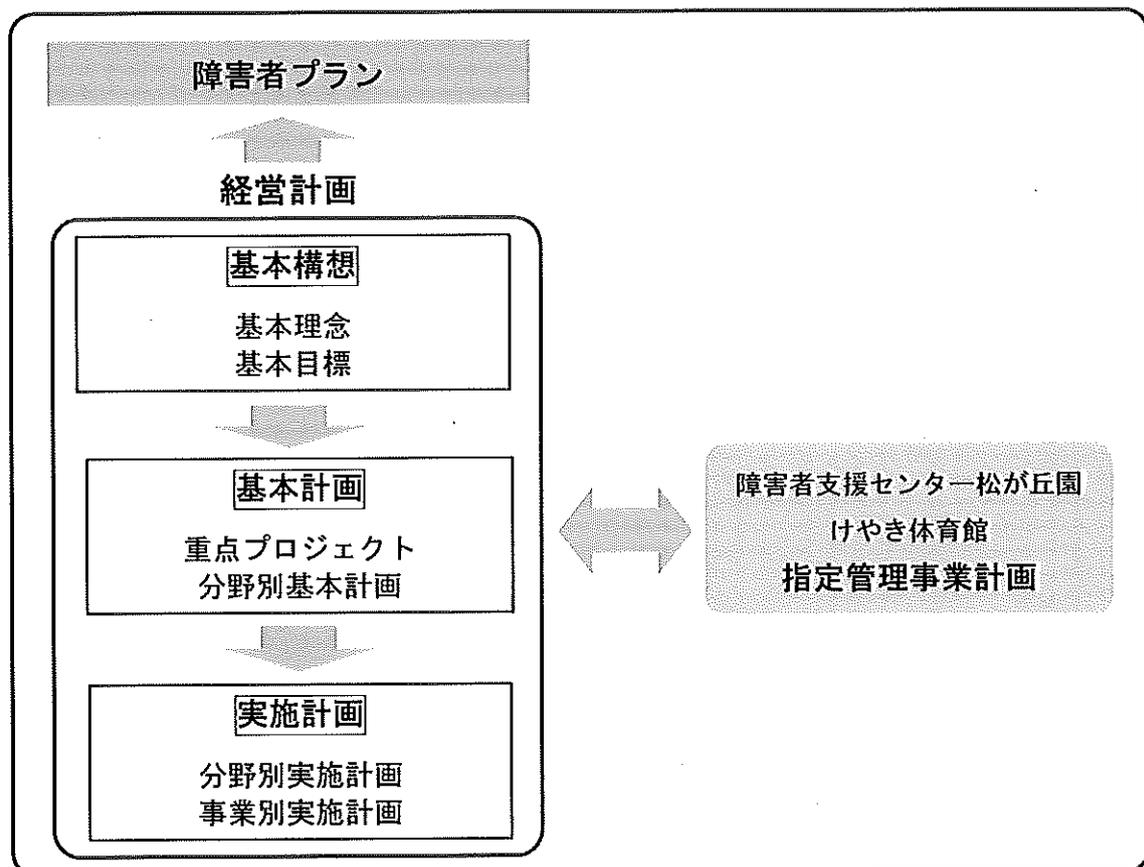
## 5 計画の進行管理

本計画の進行管理は、当事業団内の意思決定・検討組織である「経営会議」及び「経営調整会議」において行い、その評価・検証は、理事会等で意見を聴くなど、外部の意見を踏まえて行います。

また、本計画を円滑に進めるため、相模原市の所管部局との連絡・調整を密にするとともに、関係団体・関係法人等との連携を図ります。

なお、計画の実施に当たっては、PDCA サイクル(計画 Plan-実行 Do-評価 Check-改善 Act)を通じた実効性ある取組を実施するとともに、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえて、必要な見直しを行います。

### 計画の位置付け・構成



## Ⅱ 基本構想

### 1 基本理念

人にやさしい そしてすべての人びとのための 社会づくりを目指します

### 2 基本目標

#### ◇ 地域の中で“共にささえあい生きる社会”の実現に貢献します

障害の有無にかかわらず、すべての人が、安全・安心な暮らしと生きがいのある人生を歩めるように、社会福祉事業団は、これまで培ってきた障害のある方への支援の専門性を生かしながら、地域共生社会の実現を目指します。

#### ◇ 相模原市の障害福祉ネットワークの中心的な役割を果たします

福祉の専門職集団としての責任を自覚し、自らの持てる知識と技術を生かすことで、相模原市の障害福祉が向上するための役割を担います。また、相模原市、関係機関、福祉サービス事業者などが、相互に連携・協力できるネットワークづくりを積極的に行い、地域の誰からも必要とされ、信頼される社会福祉事業団であり続けます。

#### ◇ 時代に即した福祉ニーズに挑戦します

障害福祉を取り巻く環境が年々変化する中、現行の法律や制度による支援だけではカバーしきれない多様なニーズが見受けられます。また、社会構造の変化による新たな福祉ニーズも生まれています。こうした課題に対応し、地域で暮らす障害者の自立した生活を支援するために、社会福祉事業団は先駆的な取組を進めます。

# Ⅲ 基本計画

## 1 重点プロジェクト

### ① 「医療的ケアを中心とした生活介護事業・障害者一時ケア事業」

→ 利用が困難な方を積極的に受け入れます

- ・「(仮称)安全・安心な医療的ケア推進システム」を構築します。
- ・「障害者一時ケア事業」においては、家族の時間延長ニーズに対応するため、新たに午後8時まで医療的ケアが必要な利用者の受入れを実施します。
- ・市内の生活介護事業所等における「医療的ケア実施事業所の拡大」に向けた取組を進めていきます。

### ② 「総合的な相談支援事業」

→ 総合的な相談支援で地域の暮らしを支えます

- ・「基幹相談支援センター」の役割を發揮させながら、相談支援体制の更なる強化を図ります。
- ・「相模原市障害者自立支援協議会」の運営を通じた相談支援機関のネットワークの強化や研修等による相談支援専門員の質の向上に重点的に取り組んでいきます。
- ・相模原市(松が丘園)での「相談支援従事者初任者研修」の実施に取り組み、専門人材の確保を図っていきます。
- ・「障害福祉サービスの利用に当たっての意思決定支援」については、国のガイドラインを踏まえつつ、当事業団独自の検証を加え、これまでの取組を発展させる形で「意思決定サポート事業」を新たに実施します。

### ③「継続的・包括的な障害者の就労支援事業」

→ 多様なニーズに応える就労支援を行います

- ・「多機能型事業所」としての“通所訓練機能”や「障害者地域就労援助センター」、「障害者就業・生活支援センター」等の“相談支援機能”を最大限に活用しながら、継続的かつ包括的な障害者の就労支援を進めます。
- ・企業、事業所に対しては、新たに「障害者雇用セミナー」を開催し、障害者雇用について広く普及啓発を図ることで、障害者に対する理解を深めながら、安心して雇用し、職場定着が進むよう取り組んでいきます。

### ④「人材の確保・育成・定着支援事業」

→ 福祉人材の確保・育成・定着のための総合的な支援を進めます

- ・障害福祉サービス事業所における人材の確保・育成・定着支援を総合的かつ継続的に行うため、相模原市やハローワーク等の関係機関・団体との連携の下に、これまでの取組を発展させる形で、「(仮称) 障害福祉人材支援センター事業」を進めます。このセンターでは、①「人材確保支援事業」、②「人材育成支援事業」及び③「人材定着支援事業」の3つを事業の柱とし、事業実施に当たっては、当事業団がこれまで培ってきたノウハウを応用するとともに、首都圏の福祉系大学等にもアプローチしながら、“連携体制の強化”を図っていきます。

### ⑤「障害者スポーツ・レクリエーション活動支援事業」

→ スポーツ・文化活動を通じて地域と障害のある方をつなぎます

- ・これまでの取組を拡充・発展させ、発信力を持って、障害者スポーツやレクリエーション活動の支援を総合的に行うため「(仮称) パラレク支援センター事業」を進めます。このセンターでは、これまでの各種スポーツ・文化講座やイベントを充実していくとともに、相模原市や関係団体と連携を図りながら新たに「パラスポーツ普及啓発キャラバン」などを実施していきます。
- ・松が丘園との連携事業としては、「食堂」を「(仮称) けやきカフェ」として活用し、引き続き、就労を目指す障害者の就労体験の場として活用するとともに、新たに、障害者が集うサロンとしても活用し、様々な悩みを話す「夜のおしゃべりサロン」などを開催します。

## 2 分野別基本計画

### ① 共生 …共生社会を実現するため、地域の方々と一緒に取り組みます

誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域共生社会を実現するため、地域の方々や関係団体と連携・協働した障害等に関する理解の促進に取り組むとともに、地域における公益的な取組を進めます。

### ② 信頼 …信頼されるパートナーとなることを目指します

誰もが「その人らしい生活」を送ることができるよう、必要かつ適切でより質の高い福祉サービスを提供するとともに、地域における障害福祉の担い手として、信頼される良きパートナーとなることを目指します。

### ③ 専門 …自ら高い専門性を備えるとともに、市内の福祉人材を育成します

障害福祉において必要な高い倫理感、理論を有し、その知識・技術を日々の実践で生かすとともに、市内の福祉サービス従事者へ向けた基礎研修・専門研修を行うことで、高い専門性を持った福祉人材の育成を推進します。

### ④ 創造 …地域の多様なニーズに応え、先駆的な事業を展開します

障害者が地域で生活する上での多様なニーズに対応するとともに、地域福祉の向上に貢献する先駆的な事業に取り組みます。

### ⑤ 自立 …安定した自立的経営基盤の確立に努めます

様々な福祉ニーズに対応し、先駆的な取組を行うためには、安定した法人運営が求められます。自主的な経営基盤の強化、事業経営の透明性の確保、ガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底に取り組みます。また、多様な方法による人材確保、将来を見据えた人材育成、職員が働きやすい環境整備による人材定着により、サービス提供の基盤となる「人」を大切にす経営を推進します。

# IV 実施計画

## 1 分野別実施計画

### (1) 共生

**「共生社会」を実現するため、地域の方々と一緒に取り組みます**

#### ○地域交流

毎年10月に開催する「松が丘園祭」や地域の関係者の意見を伺う「運営協議会」を開催する他、地元自治会の方を対象とした「施設見学ツアー」を行うなど、地域に支えられている施設として、更に積極的な交流を展開し、事業団の活動を理解していただく機会を増やします。【法人全体】

#### ○地域と連携した防災

事業団の施設が集中する中央区松が丘周辺の防災対策の視点から、地域で行われる防災訓練への参加、福祉避難所を知るイベントの開催、非常用備蓄食料の試食会など、災害弱者を地域で守る取組を、地域の協力を得ながら進めます。【法人全体】

#### ○地域との協働

障害福祉サービス事業所で製造した自主製品の販売活動を、地域の商業施設・大学・行政機関と協働して行い、障害等に関する理解促進の一環とします。【地域支援課】

#### ○地域共生イベントの実施

自治会や地域で活動する団体と連携した盆踊り大会などの地域共生イベントを開催し、障害のある方もない方も一緒に楽しめる場を設けます。地域の方と障害のある方が共に過ごす機会を作ることで、障害等の理解が促進するように取り組みます。【けやき体育館】

#### ○交流機会の創出

障害の有無を問わず幅広い層の人が利用するけやき体育館の特長を活かし、地域の方々へ体育館が主催するイベントへの参加を働きかける、講座の講師を依頼するなどの活動を通して、障害のある方と地域の方が交流する機会を設けます。【けやき体育館】

### ○障害者アートの展示

障害のある方の作品を展示するスペースを設置し、けやき体育館を利用する方が、障害者アートを身近に感じられる場を提供します。地域の方の障害に対する理解を広げるとともに、作品の展示を通して、障害のある方が地域社会に参加しようという意欲を高められる場として運営します。【けやき体育館】

### ○地域の福祉力の向上

地域の福祉力向上を目的に、民生委員や地域の方々を対象とした障害理解や障害者虐待防止のための研修を実施します。

障害福祉に関するノウハウを持つ職員を、地域・学校・企業等へ研修講師として派遣することにより、広く地域の福祉力アップの一翼を担います。

市内中学校からの職場体験、社会福祉士の資格取得に必要な相談援助実習、教員の社会福祉体験研修・介護実習を受け入れることで、直接的な触れ合いの中から障害の理解促進を図るとともに、将来的な福祉人材の育成につなげます。

【地域支援課、生活相談課、福祉サービス課、銀河、けやき体育館】

### ○地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務として、地域課題に対応していくことが求められる中で、「地域における公益的な取組」の一環として実施している「まつカフェ」の更なる発展を図ります。

当法人は、就労相談・生活相談・障害者余暇支援・通所施設等幅広く事業を展開しており、様々な視点で地域課題を抽出できるという強みを生かし、所属を横断するプロジェクトチームを組織して、ニーズに即した事業展開を図ります。【法人全体】

\* 「まつカフェ」…休日等の過ごし方がわからない、友人がいない等の困り感を抱えている、主に知的障害のある方に対して、楽しく時間を過ごせる居場所を作り、自由な活動ができるように支援を行う事業で、毎月1回土曜日の午後に障害者支援センター松が丘園等で開催しています。

## (2) 信頼

### 信頼されるパートナーとなることを目指します

#### ○重症心身障害児者ネットワーク

市内の重症心身障害児者が地域で豊かな生活を送るために、関係機関とのネットワークを充実し、「重症心身障害児者のライフステージにおける生活実態」の調査・研究を行うことで、サービス等の改善に繋がる取組など、課題解決、社会資源の創出、施策提言を行います。

【福祉サービス課】

#### ○レスパイトサービスのニーズ調査・研究

サービス利用には至らないがレスパイトが必要な家族への対応など、支援者間のネットワークを利用するとともに、サービスの充実に向けたニーズ調査・研究を行います。【福祉サービス課】

#### ○介護を必要とする障害者の日中活動支援

常時介護を必要とする障害者が、その人らしく楽しむことができる日中活動を提供し、安心して快適に過ごすことができるよう支援します。

また、高齢化、重度化していく利用者に合わせて環境作りに取り組むとともに、活動プログラムの見直しを行います。【銀河】

#### ○一体的な就労支援

障害者地域就労援助センター事業、障害者就業・生活支援センター事業、発達障害就労支援事業、無料職業紹介事業を一体的な取組として行い、地域における障害者の就労支援及び障害者を雇用する企業へのサポートを強化します。【地域支援課】

#### ○就労に向けた機会の拡大と定着支援

利用者が就労移行支援事業所を選択する際の情報提供の観点から「就労移行支援事業所合同説明会」を、市内事業所の協力を得ながら開催します。

就労継続支援B型事業所を利用中の方に向けた職場見学・体験実習の機会を拡大します。

身体障害者・知的障害者に比べて就労後の定着率が低いと言われる精神障害者の定着率の向上を図るため、利用者、事業主への支援及び医療機関との連携を強化します。【地域支援課】

#### ○就労支援機関の活用ガイダンス

一般大学や専門学校に在学中の学生及びその保護者に対して、障害者の就労支援機関の状況・障害福祉に関する制度の情報を広く発信するガイダンスを企画します。【地域支援課】

### ○障害福祉サービス事業所の支援

地域で暮らす障害者の活動の場として重要な役割を担っている障害福祉サービス事業所の活動を支援します。また、地域の団体等の活動を支援します。【地域支援課】

### ○工賃アップ支援

障害福祉サービス事業所利用者の工賃アップに向けて、受注調整窓口の機能を担うとともに、新たな販売場所の開拓による販路拡大や、事業所の作業拡大につながる自主製品の開発支援を行います。【地域支援課】

### ○サービス等利用計画の作成

基本相談支援を基盤とするサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成、施設や精神科病院からの退所・退院を希望する障害者の地域移行・地域定着について、基幹相談支援センターや関係機関と連携して支援を行います。【生活相談課】

### ○施設貸出し

けやき体育館の各室を、障害者団体の優先利用を原則として貸出すとともに、様々な方が利用する施設の特長を生かして、障害についての理解を広げる場とします。

障害のある方の利用を増やす取組として、体育館施設を活用した各種の講座やイベントを実施します。【けやき体育館】

### (3) 専門

#### 自ら高い専門性を備えるとともに、市内の福祉人材を育成します

##### ○高度な医療的ケアニーズへの対応

人工呼吸器装着者など高度な医療的ケアを必要とする重症心身障害者や、他の事業所では利用が困難な状態にある障害者を積極的に受け入れるため、看護師や支援員に求められるスキルを獲得する外部実習や専門研修への参加及び法人内での研修を通して、専門性の向上を図ります。

【福祉サービス課・地域支援課】

##### ○障害福祉サービス事業所の人材育成

障害福祉サービス事業所の職員を対象に、基礎研修や専門研修などの障害福祉に関する幅広い研修を実施し、支援に必要な知識と技術の向上を図ります。【地域支援課】

##### ○手話通訳者等養成事業

聴覚障害者のコミュニケーションを円滑にし、社会参加を促進するため、手話通訳者及び要約筆記者となる人材の育成を行います。【地域支援課】

##### ○基幹相談支援センター

市内の相談支援の拠点として、障害児者・家族の複雑化、多様化するニーズに対応する総合的・専門的な相談支援を行います。また、地域の相談支援体制を強化するため、研修による人材育成、相談支援事業所のサポート、障害者の虐待防止・権利擁護の取組を行い、地域からの信頼を得ながら相談支援の中核的な役割を担います。【生活相談課】

##### ○障害者相談支援キーステーション

緑区・南区の相談支援の中核的な役割を担い、質の高い相談支援を提供するため、既存の福祉サービスや制度では解決が難しい相談に対して、行政、各分野の関係機関、地域の支援者等との連携や協働による相談支援を行います。【生活相談課】

##### ○自立支援協議会

地域での安心した暮らしを支えるために、相談支援を軸として、多職種との緊密な連携をもとに個別事例から地域課題を整理し、現状の分析や新たな取組を協議することにより、地域における障害者への支援体制整備を図ります。【生活相談課】

##### ○ガイドヘルパー養成事業

同行援護従業者養成研修、知的障害者ガイドヘルパー養成研修を主催し、視覚障害や知的障害のある方の外出を支えるガイドヘルパーを育成します。養成研修では、外部からの受講者を広く募集することで、地域の福祉人材育成に寄与します。【銀河】

## (4) 創造

### 地域の多様なニーズに応え、先駆的な事業を展開します

#### ○医療的ケアの充実

人工呼吸器装着者など、より高度な医療的ケアが必要な重症心身障害者の増加に対応するため、安全・安心な通所に加え、市内の他の事業所への通所を促進するための環境づくりとなる「(仮称)安全・安心な医療的ケア推進システム」の構築に取り組みます。

また、「(仮称)医療的ケア総括医」や「(仮称)医療的ケアサポート医」の創設の検討など、専門医の関わりをより深める仕組みづくりを進めます。【福祉サービス課】

#### ○レスパイトニーズへの対応

一時ケア事業において、医療的ケアが必要な障害児者の利用時間を午後8時まで拡大し、家族の時間延長ニーズに対応します。併せて、障害福祉サービス事業の利用が困難な方、集団行動に馴染まない行動障害等のある方の受け入れを積極的に行います。【福祉サービス課】

#### ○就労につなげる継続的・包括的な支援

一般就労の促進を目的とした対人場面での行動スキルが獲得できるよう、TTAP検査(\*)や地域生活をする上で必要となる知識や技術を学べる「ライフサポート講座」を新たに実施します。

障害者支援センター多機能型事業所から一般就労した利用者の職場定着率向上のため「職場適応援助者」の配置を行います。

義務教育修了後18歳未満の年齢で進路の見通しが立たない障害者、働くことを希望する脳血管疾患等の後遺症による中途障害者、就労アセスメントを経て就労継続支援B型事業所の利用を希望する障害者に対して、通所に繋がる支援を積極的に行います。【福祉サービス課】

\*TTAP(ティータップ)検査…対面検査で被検査者の行動的な能力を観察し、家庭での生活力や作業場面の働く力を問診して総合的に評価をする方法です。

#### ○障害者雇用セミナー

障害者の採用を検討している市内の企業を対象に「障害者雇用セミナー」を開催します。企業が障害者に対する理解を深め、安心して障害者雇用を進められるよう、更なる普及啓発に取り組みます。【地域支援課】

### ○福祉人材の確保・育成・定着支援

市内の福祉ニーズに対応できる人材を安定的に確保していけるよう、「(仮称) 障害福祉人材支援センター」事業として、「人材確保支援事業」、「人材育成支援事業」及び「人材定着支援事業」の3事業を、相模原市やハローワーク等の関係機関・団体との連携の下、総合的に進めます。

人材確保の観点から「福祉のしごと相談会 in さがみはら」の内容を充実することに加え、新たに松が丘園及びけやき体育館に「福祉のしごと・就職情報コーナー」を設置し、人材の掘り起しによる福祉従事者の増加を目指します。【地域支援課】

### ○相談支援従事者の育成

相談支援専門員は、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められます。地域で活躍する相談支援専門員を育成するため、現在神奈川県が実施している「相談支援従事者初任者研修」を相模原市で実施できるよう、準備を進めます。【生活相談課】

### ○社会生活力を高める事業

障害のある方が安心して「その人らしい生活」を送ることができるよう、地域の機関と連携し、社会生活力を高めるための支援や新たに「意思決定サポート事業」を実施し、意思決定を支える取組を行います。【生活相談課】

### ○(仮称) パラスポーツ・レクリエーション支援センター

障害者レクリエーションの概念が「いつでも、どこでも、だれでも」皆が楽しむ機会を得られるという方向に変化する中、一人ひとりのレクリエーションニーズに的確に対応することが求められています。障害にかかわらず豊かな生活を送れるよう、「余暇を楽しみたい」という気持ちを支援する様々なレクリエーションの相談と情報提供を行うとともに、パラスポーツ・レクリエーション用具の貸出しや、障害者のレクリエーション活動を支援する者のコーディネートを行います。【けやき体育館】

### ○パラスポーツの普及・啓発

2020東京パラリンピックに向けて関心が高まっているパラスポーツについて、地域の方の理解を深め、広く普及していくため、パラスポーツ普及啓発キャラバンを実施するとともに、地域の方を対象としたパラスポーツ体験会を開催します。また、東京パラリンピック終了後も、パラスポーツの定着に向けたイベントを継続的に開催します。【けやき体育館】

### ○けやきカフェの活用

障害福祉サービス事業所が製造している食品の販売や、松が丘園のパンを使用したメニューの開発など、障害のある方とかかわりのある商品やメニューを提供します。また、就労援助センターと連携した障害のある方の体験実習の受入れを行います。けやきカフェでの自然なかかわりの中で、障害についての理解を広げる取組を行います。【けやき体育館】

### ○専門性のある相談体制の整備への協力

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場の設置やコーディネーターの配置について、事業団の専門性を生かして、医療的ケアに精通した看護職、基幹相談支援センターの相談支援専門員、福祉研修センターでの研修企画などを活用することで、相模原市の体制整備に協力します。【福祉サービス課、生活相談課、地域支援課】

### ○障害者の地域生活を支える新たな事業の検討

手厚い介護が必要な特別支援学校卒業生の進路先が限られていることや、重度身体障害者の通所先が十分確保できないなどの状況が、市内で見受けられています。

多機能型事業所生活介護事業で平成21年から重症心身障害者を、銀河生活介護事業で平成27年の開所から重度知的障害者や重複障害者を中心に受け入れてきましたが、利用者数は既に定員を超えており、今後の大幅な受け入れは、年々難しくなっています。新たな日中活動の場の必要性が高まっており、このニーズに応える事業について、指定管理事業及び自主事業での検討を進めます。

また、高齢化、重度化する障害者とその家族の生活を、地域で支えていくために必要な支援のあり方について、検討を始めます。【福祉サービス課・銀河】

## (5) 自立

### 安定した自立的経営基盤の確立に努めます

#### ○自主的な経営基盤の強化

法人自主事業である銀河生活介護・ガイドヘルプサービス事業、相談支援事業を着実に運営しながら、事業収入に占める自主事業の割合が徐々に拡大する方策を検討し、良質な福祉サービスを継続して提供できる経営基盤の強化を図ります。【総務課】

#### ○事業経営の透明性の確保

公益性の高い社会福祉法人として、適切な情報開示・情報提供により、法人が実施する事業を多くの方に理解いただける取組を進めます。【総務課】

#### ○ガバナンス（組織統治）の確立

理事会を執行機関とした主体的な法人運営、評議員会の設置、監事監査の実施、専門家による会計のチェックなど、相互のチェック・牽制機能が働く法人運営を行います。【総務課】

#### ○危機管理・コンプライアンスの徹底

法人内に設置した「統合危機管理・コンプライアンス委員会」を中心に、社会福祉法をはじめとする関係法令の遵守はもとより、倫理綱領の職員への周知、虐待の防止、リスクマネジメントの観点からの感染症や事故の防止、災害対策の徹底などに取り組みます。【法人全体】

#### ○事業団の人材確保・育成・定着

先駆的な事業や専門的な支援を展開していく上で、最も必要なのは人材です。福祉業界は将来性があり安定した仕事だということを積極的にアピールし、福祉を学んでいない方に対しても興味を持ってもらえるよう、若年層の求職者を中心とした広報活動に力を入れます。

人材育成方針に掲げる「求められる職員像」を目標に、職員研修計画に基づき、職員一人ひとりがその役割を認識し、自ら学ぶ姿勢を持てるように取組を進めることで、職員の専門性と組織性を高めます。

労働関係法令の遵守、適切な労務管理、ワークライフバランスへの配慮など、職員にとって働きがいのある職場づくりに取り組みます。【総務課】



## 2 事業別実施計画・指標

### (1) 法人本部

共生	信頼	専門	創造	(5) 自立
安定した自立的経営基盤の確立に努めます				

#### 平成 35 年度の目指す方向

相模原市の出資法人である社会福祉法人として、相模原市における社会福祉事業の推進を、長期にわたり安定して実施できるよう、人材・建物設備・財務の面において、その経営基盤が確立している。

#### 平成 30 年度時点での現状

平成 31～35 年度の松が丘園・けやき体育館の指定管理者となることが決まった。  
 平成 27 年に銀河を建設し、生活介護とガイドヘルプ事業開始。収入に占める自主事業の割合約 25%。  
 正規職員の平均年齢 43 歳。  
 準職員制度を創設し無期雇用転換制度に対応。  
 統合危機管理・コンプライアンス委員会の設置によるコンプライアンスとリスクマネジメントの徹底を開始。

#### 具体的な計画・方策

- 1 新規学卒者に対する採用力の強化
- 2 正規職員の定年延長に対応する雇用制度の検討
- 3 非常勤職員の無期雇用転換制度への対応
- 4 資格取得の推奨と研修の充実による専門性の向上
- 5 ワークライフバランスの推進
- 6 市指定管理施設の長寿命化に向けた保守管理と計画的な修繕
- 7 財務基盤の確立
- 8 新たな事業の検討に向けた準備

#### 指標

○職員の専門性の向上					
正規職員の中で、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・看護師・公認心理師・社会保険労務士・中級障害者スポーツ指導員のいずれかの資格を持つ職員の割合					
年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	80%	84%	89%	94%	100%
達成度					

## (2) 多機能型事業所・生活介護

共生	信頼	専門	(4) 創造	自立
地域の多様なニーズに応え、先駆的な事業を展開します				

### 平成 35 年度の目指す方向

人工呼吸器装着者等の高度な医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者の活動の場として、より安全・安心な環境の構築と共に、一人ひとりの意思決定支援に基づいた日中活動や家族支援に係るニーズに対応していく。

### 平成 30 年度時点での現状

人工呼吸器装着者など他の事業所では通所が難しい、より高度な医療的ケアの必要な重症心身障害者の通所実現に繋がっている。しかしながら、医療的ケアの必要な特別支援学校等卒業生の進路先が地域で不足しているため、積極的に通所実現を行っていく。

### 具体的な計画・方策

- 1 日中活動支援の充実  
より高度な医療的ケアの必要な方が安全・安心に利用できるための医療的ケア・日中プログラム・送迎等を実施する。
- 2 医療的ケア委員会  
医療的ケアの情報共有を行い、医療的ケアの安全性の確保と適正な実施のための検討を行う。
- 3 職員の資質向上  
重症心身障害児者の総合的な理解と、より高度な医療的ケアに関する知識技術向上のための体系的な研修を実施する。
- 4 関係機関との連携  
支援者間のネットワーク構築を目的とした重症心身障害児者ネットワーク会議の運営等を実施する。

### 指標

○医療的ケアが必要な方の延べ利用日数					
年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	750 日	800 日	850 日	950 日	1,050 日
達成度					

### (3) 多機能型事業所・自立訓練

共生	信頼	専門	(4) 創造	自立
地域の多様なニーズに応え、先駆的な事業を展開します				

#### 平成 35 年度の目指す方向

利用者が希望する企業就労や安定した地域生活に向けた支援力の向上を図る。提供するサービスは、利用者が住む地域や社会の現状にあわせたものとし、その支援を受けることで将来に向けた自立生活力を高めていく。

#### 平成 30 年度時点での現状

- ・特別支援学校等の卒業生や若年齢の障害者は、社会経験が少ないことが多く、就労後の生活や自立した生活がイメージできる支援を求めている。
- ・就労しながら安定した生活を送るためには、生活力の向上を図ることが望ましい。
- ・交通マナーを理解できずに道路に飛び出す、SNSで誤解を生じトラブルを招く、栄養バランスの偏りによる健康問題等、利用者に共通した生活課題がある。将来の自立生活のため、このような課題を解決する機会が求められている。

#### 具体的な計画・方策

- 1 自立生活をする上で必要とされる知識、技術を学べる「ライフサポート講座」(交通安全対策、携帯電話の安全な利用、食育、防災時の対応等)を地域や社会の状況に合わせて、随時新たな内容で実施する。
- 2 講座内容は利用者からの評価を受け、評価の高い講座は充実を図り繰り返し実施する。

#### 指標

○ライフサポート講座の受講人数を指標とする。  
その時の地域や社会の状況に合わせて、内容を利用者ニーズとなるものを常に検討、評価の高いものは複数回実施する。内容の充実を図り支援力を向上しながら実施回数を増やしていく。

年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	60 人	75 人	80 人	90 人	95 人
達成度					

#### (4) 多機能型事業所・就労移行支援・就労定着支援

共生	信頼	専門	(4) 創造	自立
地域の多様なニーズに応え、先駆的な事業を展開します				

##### 平成 35 年度の目指す方向

就労移行支援事業利用者が一般企業に就職する割合を高める。更に、一般就労した利用者が安定した就労生活を長期継続するため、通所時の支援実績を就労定着支援事業に反映していく。高い就労定着率が達成されるよう多機能型事業所のメリットを活かした支援システムを作っていく。

##### 平成 30 年度時点での現状

- ・平成 26～30 年の間、障害者支援センター多機能型事業所から一般就労した利用者は 37 名。そのうち 4 名が一般就労後（就労 1 年以降）に離職している。離職理由は、①生活面の悪化（盗癖、体力の低下）②勤怠状況の悪化（遅刻、欠勤増加）③職場マナー、勤労意欲の低下。
- ・一般就労を目指す段階で就労生活がイメージできる支援の充実と共に、就労後には様々な離職理由に対応できる支援力が求められている。

##### 具体的な計画・方策

- 1 就労移行支援事業
  - (1) 一般就労を目指す段階で、利用者が就労後の生活を具体的にイメージできるよう、就労準備プログラム等の内容を充実。
  - (2) 利用者や支援者が、利用者自身の強み等について共通認識を持つことができるよう T T A P 検査\*を実施。
  - (3) 幕張ワークサンプル\*を利用し、利用者の職能的な分析を充実。
- 2 就労定着支援事業
  - (1) 「職場適応援助者」の資格を取得。
  - (2) 一般就労後の 13 ヶ月～42 ヶ月までの離職者数を減らす。
    - \*TTAP（ティータップ）：自閉症児等の学校から成人生活への移行のための検査・評価法（アセスメントツールの一種）
    - \*幕張ワークサンプル：作業の疑似体験や職業上の課題を把握する評価ツール、作業遂行力の向上や障害の補完方法の活用に向けた支援ツール

##### 指標

○就労定着支援事業契約者数を指標とする。  
一般就労者から離職者を減少させ、就労定着率を向上させる。その指標となるのが就労定着支援事業契約者数となる。

年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	18 人	19 人	20 人	21 人	22 人
達成度					

## (5) 多機能型事業所・就労継続支援B型

共生	信頼	専門	(4) 創造	自立
地域の多様なニーズに応え、先駆的な事業を展開します				

### 平成35年度の目指す方向

地域で働きたいが、通所手段等の問題で働く場がない中途障害者（身体障害者）を積極的に通所に繋げていく。

### 平成30年度時点での現状

- ・就労継続支援B型事業利用者の手帳による障害種別内訳  
【身体障害者（中途障害者含む）】40% 【知的障害者】50% 【精神障害者】10%
- ・就労継続支援B型事業では、様々な障害種別の障害者が利用している。利用者が望む働く姿は多様であるため、ひとり一人のニーズに出来るだけ応えられるよう、その実現に取り組んでいる。
- ・働く事を望むが、通所手段がないことや施設環境等を理由に通所できない状態にある中途障害者がいる。現状、その障害者は在宅生活や望まない生活介護事業所や高齢者施設の利用をしていることが多い。

### 具体的な計画・方策

- 1 働くことを希望する中途障害者（身体障害者）の通所希望を実現していく。
- 2 自力による通所が困難な方へ送迎の検討。
- 3 多様な作業の提供を行う。
- 4 リハビリ施設や相談支援事業所等に、対象となる中途障害者の確認及び事業の周知を行う。

### 指標

○中途障害者（身体障害者）の契約者数					
年度	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35
指標	4人	5人	6人	7人	8人
達成度					

## (6) 銀河・生活介護

共生	(2) 信頼	専門	創造	自立
信頼されるパートナーとなることを目指します				

### 平成 35 年度の目指す方向

今後、利用者が高齢化・重度化していくなかで、日々安心して快適に過ごすことが出来るよう環境を整え、支援する。

- ・ 延べ利用人数の増加
- ・ 定員を上回る契約者数を確保する

### 平成 30 年度時点での現状

平成 30 年度 3 月末での契約者数は 41 名であり、40 名の利用定員を上回っている。毎年度、重複障害のある者などの利用希望を受けているが、平成 31 年度以降、新たな利用希望に対し、受け入れが可能であるか検討が必要となっている。なお、平成 30 年度の延べ利用人数は約 8,000 人（見込）である。

### 具体的な計画・方策

- 1 生活介護事業（定員 40 名）の運営。
- 2 利用状況に基づき、新たな受け入れの可否について検討する。
- 3 利用者の心身の状況に合わせて活動プログラムの見直しを随時行い、適切な環境を整えていく。
- 4 今後の利用対象者がどの程度在籍しているか、近隣の特別支援学校への聞き取り調査等を行う。

### 指標

○年度における延べ利用人数。  
新規利用者の受け入れは検討課題となっているが、利用人数を確保し、安心して通所できる事業所としての信頼を得る。

年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	8,050 人	8,100 人	8,150 人	8,200 人	8,250 人
達成度					

## (7) 銀河・ガイドヘルプサービス

共生	信頼	(3) 専門	創造	自立
自ら高い専門性を備えるとともに、市内の福祉人材を育成します				

### 平成 35 年度の目指す方向

利用者が安心して快適に外出が出来るよう支援するための資格取得研修を実施することで、市内の人材育成に寄与する。また、当事業所の登録ガイドヘルパーの知識・技術の向上を図る。

- ・ 同行援護従業者養成研修および知的障害者ガイドヘルパー養成研修の資格取得者を増やす。
- ・ 同行援護、移動介護、通院介護の資質向上。

### 平成 30 年度時点での現状

同行援護従業者養成研修と知的障害者ガイドヘルパー養成研修をそれぞれ年 2 回実施している。実施時期等によって受講者数が増減するが、新たに資格取得をして福祉に携わる人材を育成し、増加している外出介護のニーズに対応している。

### 具体的な計画・方策

- 1 利用者のニーズや状況に合わせて、ガイドヘルパーを派遣する。
- 2 同行援護従業者養成研修及び知的障害者ガイドヘルパー養成研修を実施する。
- 3 同行援護従業者養成研修は、制度改正によりカリキュラムが大幅に増加し受講日数が増えることから、平成 31 年度以降は受講者の減少が見込まれるが、実施方法及び周知方法・周知期間を工夫して受講者を確保する。
- 4 フォローアップ研修を定期的実施する。

### 指標

○同行援護従業者養成研修、知的障害者ガイドヘルパー養成研修を合わせた受講者数。

年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	40 人	42 人	44 人	46 人	48 人
達成度					

## (8) 障害者支援センター・就労援助

### 経営方針の分類

共生	(2) 信頼	専門	創造	自立
信頼されるパートナーとなることを目指します				

### 平成 35 年度の目指す方向

障害者、企業、関係機関それぞれの幅広いニーズに応える就労支援を行い、地域とのつながりを大切にし、中立的な立場で信頼される支援、相談機関を目指す。

### 平成 30 年度時点での現状

「障害者地域就労援助センター事業」、「障害者就業・生活支援センター事業」、「相模原市発達障害支援センター就労援助事業」、「無料職業紹介事業」の 4 事業との一体的な取組みによる就労支援を行っている。

### 具体的な計画・方策

- 1 就労相談
- 2 アセスメントツールの活用、就労準備講座・SST 講座\*の実施、職場実習等による就労促進
- 3 本人の障害特性や希望に合った職場開拓
- 4 障害者雇用を実施していない企業や、これから障害者雇用を検討する企業向けの「障害者雇用セミナー」の開催による、障害者雇用の普及と理解への取組み
- 5 職場巡回訪問、ジョブコーチの派遣、フォローアッププログラム、在職者交流会、企業への職場定着についてのノウハウの普及活動、医療機関との連携等による職場定着支援
- 6 相模原障害者就労支援連絡会等の主宰による就労ネットワークの構築
- 7 就労移行支援、就労継続支援事業所向けのセミナーの開催等による事業者支援

\*SST 講座：対人関係を中心とする社会生活技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）を行う講座

### 指標

○新規就労者数					
年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	52 人	54 人	56 人	58 人	60 人
達成度					

## (9) 障害者支援センター・人材育成

共生	信頼	(3) 専門	創造	自立
自ら高い専門性を備えるとともに、市内の福祉人材を育成します				

### 平成 35 年度の目指す方向

障害福祉従事者の支援技術向上のための研修や人材の定着に必要な研修の実施、及び市民への障害福祉の啓発・障害福祉の仕事に関する理解促進を深めることで、地域の福祉力を向上させる。また、様々な媒体を活用し広く福祉の仕事の魅力を発信することや、関係機関との連携体制を強化することで、福祉人材の確保・育成・定着を総合的に実施する。

### 平成 30 年度時点での現状

福祉研修センターでは、障害福祉従事者の支援技術の向上、人材の育成と定着のため、障害福祉基礎研修、支援技術向上研修等を年間約 40 テーマ開催している。また、「福祉のしごと相談会 in さがみはら」を開催することで、福祉人材確保の一翼を担っている。

### 具体的な計画・方策

- 1 「人材確保支援事業」、「人材育成支援事業」及び「人材定着支援事業」の 3 つの柱とする「(仮称) 障害福祉人材支援センター事業」の推進
- 2 新規採用職員向け研修、障害福祉基礎研修（基礎Ⅰ・基礎Ⅱ）、支援技術向上研修等の実施による福祉人材の育成
- 3 人材定着セミナー等の実施による福祉人材の定着支援
- 4 講座や体験会の実施による手話通訳者及び要約筆記者となる人材の育成

### 指標

○研修参加のべ人数					
年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	1,800 人	1,850 人	1,900 人	1,950 人	2,000 人
達成度					

## (10) 障害者支援センター・工賃アップ

共生	(2)信頼	専門	創造	自立
信頼されるパートナーとなることを目指します				

### 平成 35 年度の目指す方向

受注調整窓口を活用し、企業や行政からの発注の増加を働きかけることで、障害者の工賃増加の一翼を担う。また、受注を通じて、障害福祉への理解促進を深める。

### 平成 30 年度時点での現状

受注調整を通じて、幅広い業種を開拓し、受注に繋がるよう働きかけている。また、自主製品の販路拡大、新製品開発の働きかけを行っている。あわせて、障害福祉の理解促進の視点から受注に関する開拓を実施しているが、障害福祉への理解が難しい企業もある。

### 具体的な計画・方策

- 1 障害福祉サービス事業所の活動支援
- 2 業務を発注する企業の開拓
- 3 新たな自主製品の開発支援
- 4 地域の大学や商業施設での自主製品の販売会の実施
- 5 製品説明会等による物品調達に関する行政への働きかけ

### 指標

○受注作業紹介件数					
年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	110 件	120 件	130 件	140 件	150 件
達成度					

## (11) 障害者支援センター・相談支援

共生	創造	(3) 専門	信頼	自立
自ら高い専門性を備えるとともに、市内の福祉人材を育成します。				

### 平成 35 年度の目指す方向

相模原市の相談支援の拠点として、質の高い相談支援を継続するとともに、相談支援専門員や相談支援事業所等に向けた様々な取組を行うことで地域の相談支援体制のさらなる強化を目指す。

### 平成 30 年度時点での現状

当事者や家族、関係機関から寄せられる個別相談を中心に、総合的かつ専門的な相談支援を行うとともに、権利擁護・虐待防止の研修を実施している。また、相談支援専門員や相談支援事業所等に対し、スーパーバイズ（支援方法の検討・助言）などを通じた専門的指導・助言の取組、支援技術向上に資する研修などの人材育成の取組、ケース検討会等の開催などを通じた相談機関との連携強化の取組を実施している。

### 具体的な計画・方策

- 1 基幹相談支援センター
  - (1) 総合相談・専門相談  
関係機関から寄せられる支援困難事例等の相談を中心とした相談支援を行う
  - (2) 権利擁護・虐待防止  
障害福祉サービスの従事者や管理者、障害者を雇用する使用者などに向けた各種研修を実施
  - (3) 地域の相談支援体制強化
    - ①専門的指導・助言の取組  
相談支援事業所等に対し、支援方法の検討や助言を行うスーパーバイザーの派遣
    - ②人材育成の取組  
相談支援従事者の技術向上のための研修の実施、相談支援従事者初任者研修への運営協力
    - ③相談機関との連携強化の取組  
グループスーパービジョンやケース検討会等の開催
- 2 相談支援体制整備事業  
自立支援協議会を市と協働で運営し、地域課題等から相談支援体制の整備を検討する
- 3 障害者相談支援キーステーション  
一般的な相談を中心とし、緑区・南区の相談支援の中核的な役割を担う
- 4 相談支援事業所  
基本相談支援を基盤とし、サービス等利用計画作成などによる相談支援を行う

### 指標

○市内の相談支援専門員や相談支援事業所等に対し、支援方法の検討・助言や情報提供を行う					
年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	85 件	90 件	95 件	100 件	105 件
達成度					

## (12) 障害者支援センター・社会生活力を高める事業

共生	信頼	専門	(4)創造	自立
地域の多様なニーズに応え、先駆的な事業を展開します				

### 平成 35 年度の目指す方向

地域で障害者が自らの意思に基づいた安心した暮らしを営むことができるよう、地域の実情に応じた支え合う仕組みをつくり、障害のある方の個々に応じた生活力を高めていける状況を目指す。

### 平成 30 年度時点での現状

- ・生活力アップ講座及びグループホーム等体験コーディネート事業を行っているが、個々の目標に応じた、より多様性のある体験の場が求められている。
- ・これまで意思決定支援パートナー事業では、市内事業所に意思決定支援に関する調査、啓発を行ってきた。今後意思決定支援に関する更なる検討を重ね、市内事業所に向け、意思決定支援の意識向上を働きかけていくことが求められている。

### 具体的な計画・方策

#### 1 社会生活を高める事業

##### (1) 生活力アップ講座

障害者が自分の力や長所に気付き、自信を持つことによって主体的に取り組めるよう、SST 講座、生活に関する力や意識を高める講座、自立促進当事者ミーティング支援事業を実施する。

##### (2) 意思決定サポート事業

意思形成サポートでは、成功も失敗も「経験する場」として、グループホーム等体験コーディネート及び地域生活体験の各種講座を提供する。

意思表出サポートでは、主に重症心身障害児者の方を対象に、個々に異なる意思や感情の表現方法の事例をまとめて検証し、地域の支援者等に向けて発信する。

### 指標

○意思形成サポートの取り組みにおいて、グループホーム等体験コーディネート及び地域生活体験の各種講座を提供し、各種講座数を指標及び達成度とする。

年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	3	3	3	4	4
達成度					

### (13) 障害者支援センター・一時ケア

共生	信頼	専門	(4) 創造	自立
地域の多様なニーズに応え、先駆的な事業を展開します				

#### 平成 35 年度の目指す方向

人工呼吸器装着者など医療的ケアが必要な方を含めた、他事業所で利用困難な障害児者の家族のレスパイトの充実を目指す。

#### 平成 30 年度時点での現状

放課後等デイサービス事業等を実施している事業者が年々増加し、障害児者を介護している家族への支援サービスは充実してきている。一方、医療的ケアが必要な障害児者や、集団行動に馴染まない行動障害等のある方の受け入れ先として、一時ケア事業の利用希望が増加している。

#### 具体的な計画・方策

- 1 利用が困難な障害児者の積極的な受け入れ  
人工呼吸器装着者など医療的ケアが必要な方を含めた、他の事業所で利用が困難な障害児者の受け入れを積極的に行う。また、医療的ケアの必要な方の受入時間を拡大する。
- 2 職員研修  
医療的ケアや行動障害等の研修を行い、専門性を備えた職員の養成を行う。
- 3 環境等の整備  
利用者がより安全・安心に過ごすことが出来るように、ケアルーム等の環境整備を行う。

#### 指標

○医療的ケアが必要な方・複数の職員対応が必要な方・家族環境に困難要因がある方等、他の事業所で利用が困難な障害児者の利用回数

年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	120 回	150 回	175 回	190 回	200 回
達成度					

## (14) けやき体育館・管理運営

(1) 共生	信頼	専門	創造	自立
共生社会を実現するため、地域の方々と一緒に取り組みます				

### 平成 35 年度の目指す方向

けやき体育館を利用する一般の団体において障害理解が進み、障害のある方の受入れが進む。

### 平成 30 年度時点での現状

幅広い層の地域の方がけやき体育館を利用しているが、多くは一般の団体と障害者団体とで分かれて活動をしている。

### 具体的な計画・方策

- 1 地域の方が障害を身近に感じられる機会をつくる  
地域共生イベントを開催し、障害のある方もない方も一緒に楽しめる場を設ける。  
パラスポーツ体験会や障害者アートの展示を通して、障害のある方の取組を発信する。
- 2 地域の方が障害を知る機会をつくる  
体育館を利用している一般団体の方に、スポーツ・文化講座の講師を務めていただき、参加者の障害の特性や対応について伝える。
- 3 体育館諸室の貸出業務
- 4 けやきカフェの運営

### 指標

○障害者の年間延べ利用人数 施設を利用する障害者が増えることにより、市内の障害者の健康の増進や教養文化活動の促進が図られるため、障害者の年間延べ利用者数を指標とする					
年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	21,900 人	22,000 人	22,100 人	22,200 人	22,300 人
達成度					

## (15) けやき体育館・余暇活動支援

(1) 共生	信頼	専門	創造	自立
共生社会を実現するため、地域の方々と一緒に取り組みます				

### 平成 35 年度の目指す方向

障害種別にかかわらず、一人ひとりのレクリエーションニーズに的確に対応し、豊かな生活を送れるよう、様々なレクリエーションの相談や情報提供を行うとともに、地域での障害理解が進むよう、地域の方がけやき体育館の講座やイベント等で障害のある方と交流する機会を設ける。  
 パラスポーツ・レクリエーション用具の貸出しや、障害のある方のレクリエーション活動の支援者のコーディネート等を行う。

### 平成 30 年度時点での現状

障害者スポーツ講座・文化講座や各種イベントを実施し、多くの障害のある方が参加しているが、個別の相談については限られた件数となっている。  
 地域の方の協力を得て、各種講座やイベントを実施しているが、個別の案件に限られることが多く、広くけやき体育館の企画に参加するボランティアの登録にはつながっていない。  
 パラスポーツ・レクリエーション用具の貸出しは行っていない。

### 具体的な計画・方策

- 1 一人ひとりのレクリエーションニーズに対応した相談、情報提供の実施
- 2 地域の方の協力を得た、講座、イベントの実施
- 3 レクリエーション指導者のコーディネートの実施
- 4 パラスポーツ・レクリエーション用具の貸出しの実施

### 指標

○ボランティアの登録人数  
 障害者余暇活動支援事業で実施する講座やイベントに、地域の方がボランティアとして参加することで、障害を知る機会となり、地域での障害理解が進むことから、ボランティアの登録人数を指標とする。

年度	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
指標	28 人	35 人	40 人	45 人	50 人
達成度					

## 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団の概要

相模原市社会福祉事業団は、相模原市と連携し、相模原市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的とする、公設民営の社会福祉法人です。

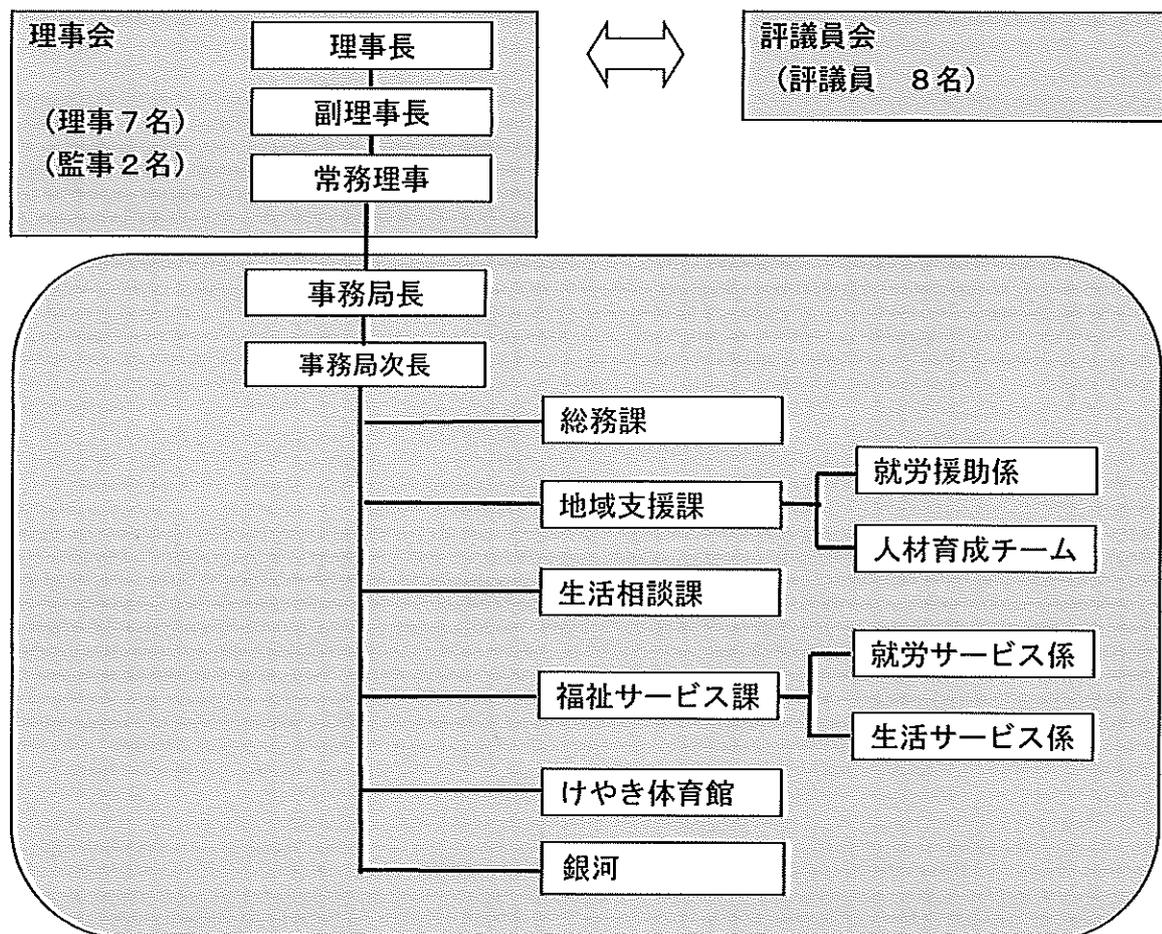
現在は、障害福祉分野を専門としており、相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の管理運営、銀河の運営を主な業務としています。

### 1 法人概要

平成31年3月末現在

1	設立年月日	平成6年4月1日	
2	代表者氏名	理事長 八木智明	
3	本部所在地	相模原市中央区松が丘1-23-1	
4	基本財産	300万円（相模原市全額出資） 土地 817.46㎡ 建物 鉄筋コンクリート造2階建1棟（726.36㎡）	
5	職員数	正規職員	37名
		準職員	9名
		契約職員	22名（管理職含む）
		非常勤職員	55名（登録非常勤職員を除く）
		登録非常勤職員	約150名

### 2 運営組織



# 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団の業務執行体制等について

